



「アイ・エー 経営者通信」送付のご案内

緑風の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。今月も「アイ・エー経営者通信」をお届けします。

自動車 対 自転車 自動車運転者が無罪判決！！

2021/11/10 午後4時45分ごろ、札幌市豊平区の道道で乗用車を運転中、自転車に乗って道路を横断していた当時8歳の男の子をはね、全治1年の重傷を負わせた過失運転傷害の罪に問われていた札幌市の70代の女性に対して、4/18に判決がありました。札幌地裁は、事故当時、男の子が暗い色の服を着ていたことなどから「自転車の進入を予測できたとしても、衝突を回避することは不可能、または極めて困難だった」とし、禁錮1年の求刑に対し、無罪を言い渡しました。事故の詳細は不明ですが、「無罪判決」というのは画期的な判決ではないでしょうか？

アスクル火災。段ボール回収業者に51億円賠償命令！

埼玉県三好町で2017/2/16に発生したアスクルの倉庫火災で、アスクルが業者に約101億円の損害賠償を求めた訴訟の判決が4/26、東京地裁でありました。判決は業者の過失が原因と認め、約51億円の賠償を命じました。賠償命令を受けたのは、アスクルから段ボールなどの再生資源を購入する契約を結んでいた愛知県清須市の「宮崎」です。火災は発生から鎮火までに12日余り掛かり、当時ニュースでも連日報道されていました。判決によると、段ボールが1.5～3メートル積み上がった部屋で、宮崎の従業員が作業スペースを作るためにフォークリフトの前進・後退を繰り返していたところ、段ボールなどがリフトのエンジン部分に入り高温の排気管に触れて着火したことが原因とし、リフトの説明書に「排気管付近に燃えやすいものがあれば火災の恐れがある」と書かれていたことなどから「従業員は着火の可能性を予見できた」と認定したようです。ちなみに別の記事の情報です。埼玉県警は業務上失火容疑でも捜査していましたが、①同型機種のフォークリフトで同様の事故が起きていない②エンジンルーム内に紙片が入ることが予想できない③リフトを端材室に導入し火災が起きたケースがない、の3点から立件見送りを決めた。というニュースもありました。予見可能性について、刑事と民事では捉え方が違う点についても興味深いです。

全額保険で…！

(株)宮崎のHPによると「賠償金額の全額を損害賠償保険に担保される保険に加入している…」とのことですが、来年の保険料が心配です。ウチの保険は大丈夫か？と心配になりましたらお声掛けください。では今月もよろしく願い申し上げます。

～トピックス～

他にも気になる記事が…

■幼稚園に賠償命令2000万！！
2017年。岐阜市芥見の東海第一幼稚園で、ほかの園児とぶつかり内斜視の後遺障害を負ったのは、園側に安全配慮義務違反などがあったからだとして、年中クラスの男児(当時4)側が、園を運営する学校法人に2028万円の損害賠償を求めた訴訟に対して4/26に判決がありました。岐阜地裁は、安全配慮義務違反を認めて請求額と同額の支払いを命じました。約6年掛けて地裁判決、という点も考えさせられます。

■京大医学部病院にも2800万！！
2018年。医療保護入院した当時43歳の男性がトイレに行き、同伴の医師に無断で窓から抜け出した後に自殺したというもの。医師らが自殺防止のための措置を怠ったとして、男性の家族が京大に損害賠償を求めた訴訟の判決が4/26にありました。京都地裁は、当時男性に自殺の危険性あったことは予見可能で、病院に注意義務違反があったとして、京大に慰謝料など約2800万円の支払いを命じました。

いずれもいろいろな背景があると思いますが、医療、保育、介護等関連施設に対しての賠償請求について、全てに完璧な人はいないという前提で仕組みを考えないと、従事者のなり手はなくなってしまうのでは？と心配になります。(浅井)



ハンカチの木

◆ 5月の税務と労務

5月

(単月) MAY

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日

- 国 税 / 4月分源泉所得税の納付 5月10日
- 国 税 / 3月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 5月31日
- 国 税 / 9月決算法人の中間申告 5月31日
- 国 税 / 6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 5月31日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 5月31日
- 国 税 / 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 5月31日
- 国 税 / 特別農業所得者の承認申請 5月15日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	.	.	.

地方税 / 自動車税・鉦区税の納付

都道府県の条例で定める日

ワンポイント

地方税納付書にQRコード 令和5年度から、地方税の納付書に「地方税統一QRコード」(eL-QR)が付されています。このQRコードにより、市・県民税(普通徴収)や固定資産税・都市計画税、自動車税・軽自動車税(種別割)について、eLTAXや金融機関、スマホアプリによる納税ができます(対象税目は自治体により異なります)。

FOMCの決定 ～金利を考える～

ニュースなどでよく耳にする「政策金利」とは、中央銀行が設定する短期金利のことでお金を貸し出す期間が1年以内の場合に適用する金利のことです。政策金利を引き上げると「利上げ」、引き下げると「利下げ」といいます。中央銀行の金融政策の一つです。

米国において、米連邦準備制度理事会(FRB)は、2023年1月31日～2月1日に開催した米連邦公開市場委員会(FOMC)で政策金利を0.25%引き上げることを決め4.5%

4.75%としました。2022年年初は政策金利が0.10・25%だったのに比べると大幅上昇です。インフレへの対応を進める中、あと2回程度継続的な利上げが適切であると表明しました。FOMCは世界の金融マーケットに非常に大きな影響を及ぼします。詳しく見ていきましょう。

一 FOMCとは

FOMCとは、Federal Open Market Committee (連邦公開市場委員会)の略で米国の金融政策を決定する会合のことです。FOMCは年8回開催されます。現在の景況判断と政策金利の上げ下げなどの方針が発表されます。

FOMCと混同されやすいのがFRBです。FRBとは、Federal Reserve Board (連邦準備制度理事会)の略で、日本における日本銀行(日銀)と同じ、米国の中央銀行制度の最高意思決定機関で7名の理事で構成されています。FRBが開く金融政策の最高意思決定機関にFOMCがあり、FRBの理事

7名と地区ごとの連邦準備銀行総裁5名の合計12名で構成されています。

二 FOMCが株式市場や為替市場に与える影響

(1) 株式市場への影響

FOMCで決定する政策金利によって株価は左右されるため、FOMC後に金利がどうなったかを必ずチェックする必要があります。利下げは企業の資金借入にかかるコストが下がり積極的に設備投資を行う企業が増えて景気を浮揚させ株価が上昇しやすくなります。反対に、利上げは資金借入のコストが上がって過熱した景気を抑え株価が下落するという仕組みです。つまり、利上げ・利下げの目的は経済を安定化させることです。

(2) 為替市場に与える影響

さまざまな要因により為替は日々変化しますが、大きな要因の一つとなるのが「各国の金利差」です。金利が高い通貨を持っていると多くの利息が得られるため、金利が低い通貨を売って金利が高い通貨を購入する動き

が活発になります。

たとえば、FOMCで利上げが発表された場合、米ドルを持つことで得られる利息が増えることになり、他の通貨を売って米ドルを購入する動きが増え、為替レートがドル高になるケースが多くなります。為替市場においてFOMCは非常に大きなイベントであり政策金利が発表される瞬間に為替レートが1円以上大きな値動きをすることもあります。

三 FOMCに関する経済指標

FOMCでは利上げ・利下げを決定するため景気を判断しなければなりません。そのため、金融政策を決定するにあたり、さまざまな経済指標を参考にしています。特に重要なのはFF金利と雇用統計です。

(1) FF金利

FF金利とは、フェデラル・ファンド (Federal Funds) レートのことです。フェデラル・ファンドとは米国の銀行が連邦中央銀行に預けている無利息の準備預金です。米国では銀行同士で

日々このファンドの過不足を調整しあっており、短期資金を互いにやり取りする際に適用される金利のことを指します。FOMCにおいてFF金利の誘導目標が示されることから米国における政策金利としての役割が強いのです。

また、米国の金融意思決定機関であるFRBが民間銀行向けに貸し出しする際もこのFF金利に一定幅の金利を上乗せして行います。景気が過熱している場合はFFレートを上げて供給される資金量を抑え、景気が減速している場合はFFレートを下げて供給される資金量を増やすことでコントロールしています。2022年に大きく利上げされたのは米国のインフレが急速に進んでおりFF金利をあげて抑制を試みているためです。

(2) 雇用統計

雇用統計は各国の雇用状況を調べた統計のことです。米国雇用統計は、「失業率」、「平均時給」、「週労働時間」などが調査され景気の状態を掴む上で重要な指標となっておりFOMCの金融政策の方向性にも大きな

影響を与えます。

中でも失業率は特に重要な項目です。失業率をチェックすることで景気や個人消費の動向が予測可能となるため適切な金融政策を決定するのに欠かせません。

四 事前の市場予想をチェックする

FOMCの金融政策発表に際して、事前に市場関係者がどのくらいの数字が発表されるかを予想した数字が出回ります。その発表は世界のマーケットに影響を及ぼし市場関係者の予想と乖離があるかないかで大きく違ってくる。

FOMCの発表と市場予想が一致していれば、株式市場や為替市場は大きく反応しないこともあります。逆に、たとえば市場が0.25%の利下げを予想しているときに0.5%の利下げが行われると予想以上の結果ということになり株価に影響が出たりします。

つまり、数字そのものではなく「市場予想と比べてどういう数字か」を注目しています。

五 日本の将来の景気を見通すために

利上げの場合、預貯金や債券の魅力が高まって株式が売られ、反対に利下げの場合、預貯金や債券の魅力が低下して株式が買われる傾向にあります。投資家は将来の予測を立てて投資判断をする必要があるため、株価は景気の動向を先取りして動きます。

つまり、景気を見通すには株式市場の動向が参考となるわけです。日本の中央銀行である日銀は、FOMCにあたる「日銀金融政策決定会合」を米国同様、年8回開催し金融政策手段を決定しています。

バブル崩壊後、政策金利は「ゼロ金利政策」と呼ばれるように0%近辺に誘導されており2016年1月にはデフレ脱却を目標にマイナス金利政策が導入されました。金利がマイナスに設定されると、金融機関は中央銀行に余分なお金を預けると金利を支払わなければならないため、中央銀行に預けるよりも積極的に個人や企業に融資をし

た方が得策とされ市中にお金が出回り景気を刺激する効果が狙えます。将来の景気を見通すためには、1年未満の貸し出しや預金に適用される短期金利と1年以上の貸し出しや預金に適用される長期金利との差をみるこ

とが一つの手段です。短期金利は中央銀行がコントロールしていますが、長期金利は一般的には市場の予想や期待が反映されています。

たとえば、短期金利が1%で10年国債の利率（長期金利）が5%だとすると、その国の経済は今後も一定の成長を期待されていることとなります。しかし、現在日本は、10年国債の利回りを0%近くに固定する政策をとつていて、本来は市場で決まるはずの長期金利も日銀が固定し、短期のマイナス金利の政策も続けているため両方が操作されています。

FOMCをチェックし、金利と景気の関係を理解し、日本の長期金融政策の操作をいつかやめるとき金利が急上昇し経済に大きなショックが及ばないか注視すべきです。



繰延資産の取扱い

法人や個人事業主が支払う経費には様々なものがあります。中には、新技術の開発や市場開拓に必要な費用などのように、支出した経費の効果が1年以上に及ぶようなものもあります。このような経費を、「繰延資産」といいます。

一 会計上の繰延資産

企業会計原則では、繰延資産は①すでに代価の支払が完了又は支払義務が確定し、②これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、③その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用、をいいます。ただ、その効果の発現と期間が不確定であることから、企業会計原則では繰延資産は、「創立費」、

「開業費」、「開発費」、「株式交付費」、「社債発行費等」の5つに限定されています。

繰延資産は換金性がなく、法律上の権利もない、実態を伴わない資産である特徴があるので、支出をしたときに一括経費計上することが原則です。ただ、これらの費用を繰延資産として資産計上することは認められており、償却方法は無形固定資産と同様に、残存価額をゼロとする定額法で行われます。資産計上した場合でも、企業会計原則では別表に示す期間内に償却することが求められています。

二 税務上の繰延資産

法人税法では、税法固有の繰延資産が規定されています。これは、適正な期間損益計算を行うことよって法人間の課税の公平を保つことを目的に定められており、次のようなものがあります。

(1) 公共的施設の設置又は改良のために支出する費用
これは、法人が自己の必要に基づいて行う道路や堤防などの施設や工作物の設置又は改良を

行う際に要する費用や、国などが行う公共的施設の設置などによって法人が著しく利益を受けるためにその設置などに要する費用の一部を負担したものをいいます。

(2) 共同的施設の設置又は改良のために支出する費用
これは、法人が所属する協会や組合、商店街などが行うアーケードやアーチなど共同で使用

する施設（共同的施設といいますが）の建設や改良に要する負担金をいいます。ただし、その共同的施設の相当部分が、協会などの本来の用以外の用に供されるときは、その部分に係る負担金は協会などに対する寄附金になります。

(3) 資産を賃借するための権利金等
これは、建物を賃借するために支出する権利金や立退料などの費用をいいます。ただし、建物の賃借に際して支払った仲介手数料は、支払った日の属する事業年度に損金算入することができます。

(4) 同業者団体等の加入金
法人が同業者団体などに対し

て支出した加入金は、繰延資産とされます。ただし、その同業者団体等の構成員としての地位を他に譲渡することができることになっている場合の加入金や出資の性質を有する加入金は、その地位を他に譲渡するときや、その同業者団体などを脱退するまで損金算入できません。

三 繰延資産の償却限度額

創立費や開業費などの会計上の繰延資産は、企業会計原則において一括経費計上することが原則とされていますので、税法も期末現在の繰延資産の額の全額が償却限度額になります。

税法固有の繰延資産については、別表のように償却期間が定められています。なお、地方公共団体が都市計画事業などに



算式 税法固有の繰延資産の償却限度額

$$\text{償却限度額} = \frac{\text{支出した費用の額}}{\text{その事業年度の月数(注)}} \times \frac{\text{支出の効果が及ぶ期間(償却期間)の月数}}{\text{その事業年度の月数(注)}}$$

(注) 支出する日の属する事業年度は、その支出する日から事業年度終了の日までの月数(1月末満の端数は1月)

よって公共下水道を設置する場合、その設置により著しく利益を受ける土地所有者が都市計画などに基づいて負担する受益者負担金については、別表にかかわらず、償却期間は6年とされています。償却限度額は、左の算式で求められた金額になります。償却超過額については、減価償却と同様の取り扱いになります。また、その支出した費用の額が20万円未満の場合は、全額を損金経理することが認められます。

別表 繰延資産の種類と償却期間

	種類	償却期間		
		税法上の償却期間	会計上の償却期間	
税務上の繰延資産	創立費	随時償却可	会社成立後5年以内	
	開業費		開業後5年以内	
	開発費		支出後5年以内	
	株式交付費		交付後3年以内	
	社債発行費等		償還期限内	
	公共施設の設置又は改良のために支出する費用			
		(1) その施設又は工作物はその負担した者に専ら使用されるものである場合	その施設又は工作物の耐用年数の7/10に相当する年数	
		(2) (1)以外の施設又は工作物の設置又は改良の場合	その施設又は工作物の耐用年数の4/10に相当する年数	
	共同施設の設置又は改良のために支出する費用			
		(1) その施設がその負担者又は構成員の共同の用に供されるものである場合又は協会等の本来の用に供されるものである場合	(イ) 施設の建設又は改良に充てられる部分の負担金については、その施設の耐用年数の7/10に相当する年数 (ロ) 土地の取得に充てられる部分の負担金については、45年	
		(2) 商店街等における共同のアーケード、日よけ、アーチ、すずらん灯等負担者の共同の用に供されるとともに併せて一般公衆の用にも供されるものである場合	5年(その施設について定められている耐用年数が5年未満である場合は、その耐用年数)	
	建物を賃借するために支出する権利金等			
		(1) 建物の新築に際しその所有者に対して支払った権利金等でその権利金等の額がその建物の賃借部分の建設費の大部分に相当し、かつ、實際上その建物の存続期間中賃借できる状況にあると認められるものである場合	その建物の耐用年数の7/10に相当する年数	
		(2) 建物の賃借に際して支払った(1)以外の権利金等で、契約、慣習等によってその明渡しに際して借家権として転売できることになっているものである場合	その建物の賃借後の見積残存耐用年数の7/10に相当する年数	
		(3) (1)及び(2)以外の権利金等の場合	5年(契約による賃借期間が5年未満である場合において、契約の更新に際して再び一時金又は頭金の支払いを要することが明らかであるときは、その賃借期間)	
		電子計算機その他の機器の賃借に伴って支出する費用	その機器の耐用年数の7/10に相当する年数(その年数が契約による賃借期間を超えるときは、その賃借期間)	
		ノウハウの頭金等	5年(設定契約の有効期間が5年未満である場合において、契約の更新に際して再び一時金又は頭金の支払いを要することが明らかであるときは、その有効期間の年数)	
		広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用	その資産の耐用年数の7/10に相当する年数(その年数が5年を超えるときは、5年)	
		同業者団体等の加入金	5年	

仕事と不妊治療の両立



現在、さまざまな企業で、社員が不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりに取り組む動きが広がっています。こうした取り組みは、離職の防止、社員の安心感やモチベーションの向上、新たな人材を引き付けることなどに繋がり、企業にとってもメリットがあります。

今回は、不妊治療と仕事との両立を図る社内の取り組みについて、解説します。

一 現状

まずは、不妊治療及び仕事との両立の現状、そして法令等の動向についてお伝えします。

(1) 不妊治療及び仕事との両立の現状

- ① 不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合
「不妊の検査や治療を受けたことがある」(又は、現在受けている)夫婦は18・2%で、これは夫婦全体の5・5組に1組の割合になります。
- ② 仕事と不妊治療の両立状況
「両立している」は53%で、以下、「両立できず仕事を辞めた」16%、「両立できず不妊治療をやめた」11%、「両立できず雇用形態を変えた」8%の順で、「その他」が12%でした。
- ③ 仕事と不妊治療を両立する上で利用した制度
利用した(または利用しようとしている)制度は、「年次有給休暇」が最も多く、次いで「柔軟な勤務を可能とする制度(勤務時間、勤務場所)」「休職制度」となっています。
- ④ 仕事と不妊治療との両立をする上での会社等への希望
「不妊治療のための休暇制度」や「柔軟な勤務を可能とする制度(勤務時間、勤務場所)

所)、「有給休暇を時間単位で取得できる制度」が多く挙げられています。その他、「有給休暇など現状ある制度を取りやすい環境作り」や「上司・同僚の理解を深めるための研修」等も一定程度ニーズがあります。

(2) 法令等の動向

① 次世代法
不妊治療と仕事との両立については、令和3年2月に次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく行動計画策定指針が改正され、一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましい事項として「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」が追加されました(令和3年4月より適用)。

前記の一般事業主行動計画とは、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組む計画をいいます。企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

追加された内容は、次のとおりです。

〈不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施〉

- 働きながら不妊治療を受ける労働者が不妊治療のための時間を確保できるようにするため、次の措置を講ずる。
 - ・ 不妊治療のために利用することができる休暇制度(多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含む)。
 - ・ 年次有給休暇の半日単位の付与や時間単位付与制度
 - ・ 所定外労働の制限
 - ・ 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度
 - ・ フレックスタイム制
 - ・ 短時間勤務制度、テレワーク(ICTを活用した場所にとられない働き方をいう)の導入
 - ・ その他の措置
- この場合、具体的なニーズは労働者によって様々であることが想定されることから、各企業において、不妊治療と仕事の両立の推進に関する取

組体制を整備し、その雇用する労働者のニーズを把握するための調査を行い、その結果を踏まえた措置を講ずることが望ましい。また、不妊治療と仕事の両立の推進に関する企業の方針や具体的措置についての労働者に対する周知、社内における理解促進のための取組、担当者による相談対応等を併せて行うことが望ましい。

また、休暇制度等の運用に当たっては、プライバシー保護の観点から、労働者の不妊治療等の機微な個人情報の取扱いに十分留意することが必要である。

② くるみん認定制度

令和4年4月より「不妊治療と仕事との両立」に取り組む企業を認定する「くるみんプラス」等制度が新設された(厚生労働省)。

この制度は、次世代法に基づき、「くるみん」等の認定を受けた企業が、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み、一定の認定基準を満たした場合に、3種類のくる

みにそれぞれ「プラス」認定を追加するものです。

二 両立支援の実施

社員の不妊治療と仕事との両立支援の取組を行うには、以下の5つのステップが必要と考えられます。

(1) 取組方針の明確化、取組体制の整備

- ・ 企業の方針を企業トップが社内に周知する
- ・ 両立支援担当者決定
- ・ 社内外の対応について情報収集

(2) 社員の不妊治療と仕事との両立に関する実態把握

- ・ 社内の理解度を把握
- ・ 社内のニーズ等を把握
- ・ 社員からのヒアリング
- ・ 労働組合等との意見交換
- ・ 実態把握のアンケートやヒアリング項目については、厚生労働省が公開している「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」に例示されていますので、ご活用されるとよいでしょう。

(3) 制度設計・取組の決定

実態把握を踏まえてニーズ

に応じた制度設計

就業規則の整備

運用

社内へ制度の周知

社内意識の醸成

運用の際は、社内の相談窓口を定めて周知することのほか、外部の不妊専門相談センター(厚生労働省ホームページに、全国のセンター一覧公開)への相談を勧めることも有効です。

(5) 取組実績の確認、見直し

- ・ 制度や取組実績の確認
- ・ 制度や取組の浸透状況、要件・手続き
- ・ 社員のニーズ等を改めて確認
- ・ 制度・運用の見直し

三 支援のための各種制度や取組

不妊治療と仕事との両立を支援するための各種制度や取組の例を大きく4つに分類して、紹介します。

① 不妊治療のために利用可能な休暇・休職制度

- ・ 不妊治療に特化した休暇制度
- ・ 不妊治療に特化しないが、

不妊治療も対象となる休暇制度

失効年次有給休暇の積立制度

半日単位、時間単位の年次有給休暇の取得制度

不妊治療に特化した休暇制度

② 両立を支援する柔軟な働き方に資する制度

- ・ フレックスタイム制
- ・ 時差出勤制度
- ・ 短時間勤務制度
- ・ テレワーク
- ・ 再雇用制度

③ 費用の助成制度

不妊治療費への補助金制度

④ その他の取組

- ・ 専門家への相談
- ・ eラーニング
- ・ 研修、セミナー、啓発資料の作成配布等の啓発活動
- ・ 社員のニーズ調査の実施
- ・ 人事労務担当者、産業医等、産業保健スタッフ、経験者に相談できる体制整備、情報提供

サunkコスト効果

皆さんは“これだけ努力をして時間もお金も費やしてきたのに今さらやめるなんてできない”と思った経験はありませんか。これは「サunkコスト効果」といわれる心理傾向のことで、これまで費やしてきた費用や時間を“もったいない”、“せっかくだから”という感情に縛られ、合理的な判断ができなくなることです。

サunkコストとは直訳すると埋没費用、つまり、すでに負担し回収できない費用のことです。サunkコスト効果はビジネスシーンにおいても陥りやすいもので、経営者は回収不能なサunkコストが意思決定に影響しないよう冷静な判断が求められます。

たとえば、企業の新規のマーケティングプロジェクトを多額の投資をして立ち上げて着手したものの顧客ニーズを読み間違い不採算事業になったとしましょう。この場合、合理的な判断をすることでできるだけ早く撤退

を決めることが損失を拡大させないはずですが投資額や新規事業メンバーの頑張り进行うとなかなか打ち切る決断ができません。もう少し投資すればなんとかなると事業を続けるうちに、サunkコストをさらに増やしてしまうのです。

頭でわかっているても感情で動いてしまいサunkコスト効果の影響を受けてしまいがちです。

では、サunkコスト効果に陥らないためには、どうすればよいでしょうか。まず、ゼロベース思考を持つこと。過去にとらわれず白紙の状態を考えることです。回収不可能なコストを割り切ることで損失を最小限に抑えることができます。

次に、第三者の声を取り入れること。利害関係の渦中にいると冷静な判断が難しくなります。信頼できる第三者に状況を見てもらい客観的な意見を求めるのは、有効な対策です。今は今、過去は過去と割り切ることで新たな一歩を踏み出すことが重要で

警視庁の智恵袋

皆さんは警視庁の災害対策課の「ベストツイト集」をご覧になったことはありませんか。災害対策課で多くの「いいね」を集めたものですが、災害時にはもちろんのこと日常生活においても実に役立つ便利技がまとめられています。

たとえば、ラップの切り口が見つからない！そんな時は輪ゴムを巻いて左右に二、三回捻ると切り口を簡単にみつけれられます。キャンプに行くと棘が刺さった時、ピンセットがなくても5円玉を患部に押し当てると棘が浮き出ます。

その他、傘の撥水機能を復活させるにはドライヤーの温風を当てると復活する、菓子袋が素手で空かないときは10円玉2枚をスライドさせると簡単に開くなど、知っておくと便利な豆知識が満載です。

「ご愛顧」の使い方

「ご愛顧」は、ビジネスシーンで挨拶によく用いられます。取引が多い会社に感謝を伝える言葉ですが、正しく使えているでしょうか。

「ご愛顧」は「目をかける」という意味です。かつては商人や芸人が自分たちに特別目をかけて力添えしてくれる相手にへりくだってお礼を言う時に「ご愛顧」が使われていました。現在ではビジネスシーンにおいても依頼・注文してくれる取引先や顧客に対して使います。

ご愛顧という言葉は、金銭的な取引を含んでいることから、どんな取引先にも使える「お世話になっております」と同様には使えません。また、お世話になっている上司や先輩など目上の人には使用できないので、注意が必要です。目上の方には、「ご厚情」を使うとよいでしょう。

ビジネスにおいて良好な関係を築くためにはいずれも欠かせない言葉です。